

# 商工労働企業委員会会議記録

商工労働企業委員長 毛利 正徳

## 1 日 時

平成29年12月8日（金） 午前10時00分から  
午前11時55分まで

## 2 場 所

第6委員会室

## 3 出席した委員の氏名

毛利正徳、大友栄二、二ノ宮健治、三浦正臣、河野成司、桑原宏史

## 4 欠席した委員の氏名

井上伸史

## 5 出席した委員外議員の氏名

吉富英三郎、井上明夫

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工労働部長 神崎忠彦、企業局長 草野俊介 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第104号議案のうち本委員会関係部分、第106号議案及び第119号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 経営戦略の概要について及び大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の取組状況について、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (4) 株式会社オーイーシー関係者を参考人として招致し、意見聴取を行うことを全会一致をもって決定した。
- (5) 県外所管事務調査の行程を決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 長尾真也  
政策調査課政策法務班 主査 中尾耕也

# 商工労働企業委員会次第

日時：平成29年12月8日（金）10：00～

場所：第6委員会室

## 1 開 会

## 2 企業局関係 10：00～10：50

- (1) 付託案件の審査
  - 第106号議案 平成29年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）
- (2) 諸般の報告
  - ①経営戦略の概要について
- (3) その他

## 3 商工労働部関係 10：50～11：50

- (1) 付託案件の審査
  - 第104号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第7号）  
（本委員会関係部分）
  - 第119号議案 大分県中小企業活性化条例の一部改正について
- (2) 諸般の報告
  - ①大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の取組状況について
- (3) その他

## 4 協議事項 11：50～12：00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 参考人招致について
- (3) 県外所管事務調査について
- (4) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**毛利委員長** ただ今から、商工労働企業委員会を開きます。

井上委員は、所用のため欠席しております。

本日は、吉富議員、井上議員が委員外議員として出席されておりますので、お知らせいたします。

ここで、委員外議員の皆様に申し上げます。

発言を希望される場合は、各説明事項及び諸報告の区切りごとに、委員の質疑終了後、挙手をし、私から指名を受けた後、御発言願います。

進行状況を勘案しながら議事を進めてまいりますので、あらかじめ御了解願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件及び報告2件であります。

これより企業局関係に入ります。

初めに付託案件の審査を行います。

第106号議案平成29年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）について執行部の説明を求めます。

**長井工務課長** それでは、企業局関係の補正予算案でございます第106号議案平成29年度大分県電気事業会計補正予算（第1号）について御説明します。

議案書は9ページから10ページにかけて提案していますが、お手元にお配りしていますA3横長の資料1により御説明します。

本補正予算は、大野川発電所リニューアル事業に係る債務負担行為の設定をお願いするものです。

1の概要ですが、大野川発電所は、昭和27年の竣工で、運転開始から約65年を経過し、発電所建屋や水車発電機の老朽化が進んでおり、長寿命化や耐震化を図るため、改修事業を行っております。

この大野川発電所は、大野川の中流、豊後大野市犬飼町に位置し、最大出力1万100キロワットの大分県企業局が管理する水力発電所でございます。

事業期間は平成26年度から平成32年度で、本年度末に発電所本体の建設工事に着手を予定しております。

なお、完成後には固定価格買取制度を利用しまして、平成33年4月の運転開始から20年間はキロワットアワー当たり24円で売電を行います。

2の総事業費ですが、事業内容及び事業期間ごとに、本事業を四つに分けて記載しております。

最上段の欄ですが、調査・測量・設計及び水車発電機の製作等としまして、平成32年度までの事業費20億円を予定しております。そのうち既にお認めいただいております平成28年度設定の債務分は19億円でございます。

その下の欄に太枠で記載しています発電所本体建設等でございますが、平成29年度から平成32年度まで事業費54億円を予定しております。今回審議をお願いします平成29年度設定の債務負担行為額は52億円を予定しております。

次年度以降は、太枠下の欄、発電所機械設備製作等に事業費5億円、その下の発電所屋外鉄構建設等に事業費3億円を予定しており、今後も債務負担行為をお願いするものです。

総事業費は、最下段の欄に記載しておりますとおり、約82億円を見込んでおります。

3の平成29年度設定の債務負担行為ですが、平成29年度当初予算では中段の左から四つ目の限度額の欄にありますとおり37億5,516万円を設定させていただいておりましたが、上段太枠にありますとおり平成29年度補正予算（第1号）案では、先ほども総事業費で説明しましたとおり限度額52億462万8千円への変更を予定しております。最下段の増減欄に記載していますとおり、当初予算から14億4,946万8千円の増となります。

次に右側の2ページ上段を御覧ください。

今回の発電所本体建設の発注に伴う変更増の要因ですが、発電所本体の設計中に熊本地震が発生し、国から本年3月付で発電施設の耐震性能の考え方が示されました。

その結果を踏まえ発電所建屋や水圧鉄管において、大規模地震時でも事業継続可能な耐震化への構造変更を行いまして、約14億5千万円の増となります。

債務負担行為の施工内容ですが、①の発電所本体建設が48億6千万円、②の工事用道路設置が9,914万4千円、③の発電所関連電気設備等が2億552万4千円、④の補償費が3,996万円となっております。

次に資料の2枚目を御覧ください。

左側3ページの図1が現状で、緑色の施設が改修対象です。

次に、右側4ページの図2が完成イメージ図及び計画平面図です。

2ページで説明しました施工内容の①、②、③、④に対応した範囲を4ページの図2に枠囲いで示しています。

赤い太枠で囲んでいる範囲が①の発電所本体建設で図面の上から上部水槽の一部と水圧鉄管、余水路減勢工、発電所建屋、放水路を建設する工事を行うものです。

青い太枠で囲んでいる範囲が②の工事用道路設置工事で、工事資材の搬入等を行うための拡幅工事です。

最後に青い丸枠で囲んでいる範囲が③及び④の電気関係工事及び九州電力等への配電施設の移設補償箇所です。

現在の設備との変更点ですが、維持管理の省力化のため、水車発電機と水圧鉄管を各々二つから一つに変更し、コスト縮減と施設のコンパクト化を図ります。

なお、2ページ最下段にスケジュールを記載しておりますが、①の建屋他建設工事及び③の発電所関連電気設備工事は、平成32年度末の完成を予定しております。

以上で、平成29年度大分県電気事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**毛利委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**河野委員** 先ほどリニューアル事業の概要の中で、買取り価格キロワットアワー当たり24円、これを20年間ということなんです、これは再生可能エネルギーの中でも水力については一番高い買取り価格が設定されているかと思うんですが、これについて、売電されているところについて幾らで今売っているのかについてお伺いをしたい。それがいつ切れてこれに切り替わるというのが、ほかの水力発電ありますね、北川であるとか芹川であるとか、これは今どうなっているのかについてお伺いをしたいというのが1点。

それから、先ほど工事の内容説明でありましたが、水圧鉄管について2本から1本にするということなんです、これは将来的にメンテナンス等の必要が生じた場合について、完全に水を止めないとメンテができないということになるのかなと思うわけですが、その辺のお考えをお聞かせください。

**岡田総務課長** 現在、既存の発電所につきましては、九州電力との基本計画に基づいて随意契約で売電をしております、現在単価は、本年度でありますとキロワットアワー当たり8円43銭となっております。これが本年度までの契約になっております。来年度以降につきましては、今料金の交渉をしている最中でございます。

それから、FITは24円になります。これは大野川発電所が再稼働しまして、平成33年度からの単価になります。

**長井工務課長** 水圧鉄管の水を止めて点検ということですが、現在も水圧鉄管は2本ありますけれど、年に一度の年次点検であるとか、10年に一度の精密点検については、水を止めて、水を抜いた状態で点検をするということですので、それについては従来どおり変わらないという形で、1本でもやはり水を止めて点検をするということでございます。

**河野委員** 現在、企業局管理の水力発電所の売電単価がキロワットアワー当たり8円ということなのですが、これまでこのFITの適用が既存の水力発電所になかったというのは、その制度自体はまだスタートしていなかったから、契約期間が設定の間についてFITを適用できなかったという考え方でよろしいのか。

**岡田総務課長** FITは基本的には新設のところに適用されます。更新の場合はほぼ全面改修である場合には適用されるということで、大野川発電所は適用を受けられるようになっております。

**三浦委員** 資料1の右上の括弧囲いについて、課長から御説明がありましたけども、熊本地震の影響で14.5億円の増と。これは本年3月に国から示されたと説明いただいたんですけども、県内で企業局が管理をしています他の10ちょっとある施設はそういったところは大丈夫なのかというのを確認したいと思います。

**長井工務課長** これまでも予算を上げておりますし、水力発電設備につきましては計画的に耐震調査を行っておりますし、そういったことを確認しながら今耐震化へ向けての取組を進めているところでございますので、大野川発電所はたまたまリニューアルがあるということで、そういったことを含めて、耐震化を含めた設備にしていくということでやっております。その他の施設につきましては、計画的に耐震性能の調査をしながら、対策を今後やっていくということでございます。

**三浦委員** リニューアルに向けてということで、大野川もそうなんですけれども、当初から予定をしていたと。ただ、国から新たに示されて14億円増ということですので、国から示された指針か何か当初にどうか、県がリニューアルをする上で予定していたよりも基準が厳しかったんじゃないかなと思っておりますけども、他の施設は今新たに国に示された基準に照らして問題ないという認識でいいんでしょうか。

**長井工務課長** 耐震性能調査を行いまして、一部弱点といったところもありますけれど、そういったところについては、今後の計画の中に折り込んでいって対応していきたいと思っておりますし、優先度の中で、今回の指針にも出ておりますけれど、公衆被害のリスクが大きいところについては優先的に対応をとるというふうな視点も出ておりますので、そういったことを含めて優先度を付けて対応していきたいと考えております。

**三浦委員** 当然予算が伴う、お金が掛かるわけですから、優先度は非常によく理解はできますけれども、安心・安全というのが根底にあるというふうに思いますので、しっかりその辺は局内でもんでいただきたいなと思います。

**二ノ宮委員** ほとんど同じような質問なんですけど、これ当初が37億円で、今回約30%増の14億円の債務負担行為の増なんですけど、この耐震性というのはずっと以前から特に大切なというか、そういう中で、今回変更点が発電所の建屋とそれから水圧鉄管の耐震化ということなんですけど、どんなに変わったんですか。どんなにと言うとおかしいんですかね。もうこの指針を出される以前も耐震については相当な注意を払いながらやっていたと思うんですけど、なぜ今回30%も増加をするというのか、14億も増やさなければならぬような指針が示されたのかということなんですけど。

**長井工務課長** 耐震性能自体は以前からもありましたし、一番大きなところでは東日本大震災といったところがあったんですけど、今回、大野川ステーションにつきましてはFITの適用を受けて24円での売電ということで、そちらの右上のところにも書いていますように、地震を踏まえまして、大規模地震が起きたときでも事業継続が可能なようにということで、少し余裕を持たせた設計にしております。単価が24円に決まりますと非常に大きな損失になるということで、大きな地震が起きても発電が継続できるように余裕を

持たせた設計にしておりますので、そういったことを含めて増額になったということでございます。

**二ノ宮委員** 余り突っ込むつもりはないんですけど、F I Tの適用を受けるということについては、当初から設計の中に入っていたんじゃないんですか。

**長井工務課長** F I Tについては入っております。ただ、詳細設計をやらないとなかなか設備の強度とか大きさとかいうのは決まりません。F I Tの適用を受ける段階では、一般的な設計といったところで終わっておりますので、詳細設計をやる中で、こういった熊本地震の影響を含めて余裕のある施設にしたということでございます。

**桑原委員** 水圧鉄管と発電機を一つにしたということで、最大出力は変わらないのかということと、維持管理費がどこまで含まれているのか分からないんですけど、幾らぐらいの差があるのかということと、もう1点、F I T自体が法律なのか、根拠法があるのか知りませんが、それが例えば、廃案になったときに、国からの保証というのが明確に分かっているのか教えてください。

**長井工務課長** まず二つを一つにしたということで、細かいメンテの費用というのは、ちょっと今手元に資料はないんですけど、基本的に発電所というのは個別の特殊な仕様になっておりまして、万が一トラブル等があったとしても大丈夫なように、幾つか予備品といったものを準備しているんですけど、二つあるよりは一つの方がそういったことも少なく済むということもありますし、点検についても、二つ点検するよりは一つを点検する方が期間的にも短くなりますので、その分の停止の時間が短くなるということで、コスト削減ができるということでございます。

そして、もう一つ、最大出力については変わりません。最大出力は現状と同じ1万100キロワットの設定で設計をしております。

それからF I Tの制度が変わった場合ということになるんですけど、基本的には政府

で約束していただいているものですので、ないとは思いますが、制度変更については今後どうなるかはちょっとその辺は分かりませんので、そこはちょっと何とも言えないところかなと思います。基本的には20年間24円が担保されるということだろうと思いますし、システム改革の中で、F I Tの負担を減らすということで、いろんな制度改革をやりながら今の単価を維持されていくのではないかなと考えております。

**毛利委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**吉富委員外議員** この売電事業に関してなんですけども、年間3億幾らぐらいの収益を上げているようなんですけれども、この工事に入った場合に、当然ながら収益が下がると思うんです。それに対する経営的な戦略はどういうふうなことを考えているのか。出来上がった後は24円という大きな単価になりますから、その分はいいと思うんですけども、その工事期間中、どのような、職員の配置から含めて経営戦略を考えているかだけをちょっと教えてください。

**岡田総務課長** 大野川発電所が工事に入りますので、平成30年度から32年度の3年間発電が停止いたします。大野川発電所は非常に効率のいい発電所で、大野川発電所の発電収入は年間5億円になっております。3年間15億円お金が入ってこないというふうになってくるんですけども、とはいえ、停止期間中も一定の維持費がかかりますので、その分の経費について九州電力と今交渉をしているところでございます。

いずれにしても、かなり収入自体が減りますので、この3年間は厳しい状況になってくるかと思えます。一定の業務がありますので、職員を単純に減らすということがなかなかできませんので、3年間は苦しい経営になってきます。

**毛利委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

第106号議案について、原案のとおり可

決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 御異議がないので、第106号議案について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありますので、これを許します。

**草野企業局長** 前回の常任委員会で、経営戦略の骨子について御説明いたしました。今回は、その概要及び今後の経営見通しについて御説明いたします。

お手元に企業局経営戦略（案）と書かれた冊子をお配りしていますが、これが、現時点での素案になります。

表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。第1章策定の趣旨と経営理念から、もう1ページめくっていただきまして、第10章経営戦略の推進までで構成しています。

それでは、5ページをお開き願います。第1章策定の趣旨と経営理念についてまとめたページになります。

一番上のこれまでの取組にありますように、企業局では、平成17年2月の企業局事業の在り方検討委員会の提言を受け、これまで、4年間を計画期間とする3度にわたる中期経営計画の策定や経営評価委員会の設置などによる経営改革に努めてまいりました。

その下のより長期的な事業計画の必要性にありますように、来年度以降は、将来にわたる安定経営のため、施設の老朽化を踏まえた大規模な事業を着実に推進していくことが不可欠であることから、より長期的な計画が必要となります。

このため、その下の大分県企業局経営戦略の策定にありますように、平成30年度から39年度までの10年間を計画期間とする企業局経営戦略を新たに策定いたします。

なお、計画体系の図で示しているとおり、経営戦略とその実行計画であるアクションプランの2本立てといたします。

一番下の経営理念については、左側の4ペ

ージを御覧ください。

経営理念として「大分の豊かな水を活かし、地域を支える」を掲げ、電力と工業用水を安定的に供給することはもちろん、かんがい用水や上水道原水の供給、環境保護活動等による地域貢献、更には県政貢献等により、地域社会や県政の発展にも寄与し、公営企業として将来にわたり地域を支えていく決意であります。

その上で、計画期間の10年間を特に「Road to Evolution～進化のための10年間～」と位置付けることといたしました。

平成30年度からの10年間は、企業局初となる発電所リニューアル事業や、給水ネットワークを活用した工業用水隧道の本格的な点検及び補修による災害に強い給水体制の構築など、持続可能な経営基盤確立のため、これまでにない大規模な取組を推進するチャレンジの期間となります。

後ほど御説明しますが、こうした事業の実施により、収支状況が一時的に厳しくなることが見込まれていますが、この計画期間を進化のための10年間と位置付け、電気事業及び工業用水道事業の今後50年間の安定経営のため、必要な投資を加速していきます。

次に14ページをお開きください。

14ページからの第3章企業局を取り巻く環境と課題では、経営環境の変化として、右側15ページの（3）電力システム改革の進展や17ページの一番上の（6）第4次産業革命IoT、AI等を活用した取組の推進等について記載しています。

また、今後取り組むべき課題として、同じく17ページ中ほどの（1）南海トラフ地震等をはじめとする地震対策やその下の（2）施設の老朽化対策等について記載しています。

18ページには、近年頻発する豪雨対策として、（4）濁水・取水対策として記載しています。

また、19ページには、企業局はあまり知られていないという意見がありましたので、

(7) 企業局の認知度向上と県民理解の促進について掲げています。

続きまして、22ページをお開きください。

第4章経営理念実現のための三つの柱についてであります。

具体的には次の23ページに戦略の柱Ⅰの効率的・効果的な経営の実現では、後ほど御説明しますが、計画期間において一時的に収支状況が厳しくなることなども踏まえ、1の共通事項の(2)にあるように、IOTやAI等の導入に向けた検討も含めて業務の一層の効率化・高度化を図り、職員の負担軽減にも努めるとともに、(3)にあるように国のエネルギー政策等の動向を注視しながら、新たな事業展開の可能性についても研究していきます。

また、24ページの2の電気事業の(1)にありますように、電力システム改革に的確に対応するため、国や他県の動向も注視しながら、売電入札の実施時期について検討を進めるとともに、一般競争入札に移行した後も安定した収益を確保するための電気事業の経営の在り方についても研究していきます。

次に26ページ、戦略の柱Ⅱの安定的なサービスの提供では、計画期間を進化のための10年間と位置付けているように2の電気事業の(1)発電所リニューアルの推進では、70年経過を基準に平成30年度から大野川発電所、平成34年度から別府発電所、平成36年度から芹川発電所、順次計画的にリニューアルを行っていきます。

また、(2)地震対策の計画的実施については、地滑り対策として地盤についても調査を行うなど、被害が想定される箇所について優先的に対策を実施します。

次に3の工業用水道事業では、29ページの(1)給水ネットワークを用いた隧道点検及び補修では給水ネットワークの完成により、これまで一度も本格的な点検を行っていなかった五つの隧道、総延長約23.1キロメートルを今年度から平成33年度にかけ毎年1か所の点検を実施し、点検結果を踏まえて平

成34年度から補修に取り掛かる計画としてあります。どの程度の補修があるのかは、不透明で、若干経営に影響を与えるのではないかと考えています。

32ページをお開きください。

戦略の柱Ⅲの地域社会への貢献、県民福祉の向上では、地方創生の取組が推進されている中で、公営企業としての地域における多面的な役割がこれまで以上に求められることから、地域貢献、県政貢献について、収支状況も踏まえながら、より効果的なものにしていきたいと考えております。

続いて、33ページからの第8章30か年の長期経営見通し及び37ページからの第9章10か年の投資・財政計画について御説明します。

これらにつきましては、別途カラー印刷してありますA3横の資料2により説明させていただきます。

資料2の1ページを御覧ください。

今後30年間の長期経営見通しでございます。

経営戦略の計画期間は10年間ですが、発電所リニューアルに伴うFITによる収益増加や減価償却費の増大などは、より長期間にわたり収支状況に大きな影響を及ぼすことから、まずは30年間の見通しから御説明いたします。

まず電気事業でございますが、冒頭の考え方の前提の一つ目の丸の事業費についてが一番下にございますとおり、発電所リニューアルの実施時期については、運転開始から70年経過を基準に配置をしております。

左側中央の事業費の推移でございますが、緑が発電所リニューアルなどの建設改良費、赤がオーバーホール工事などの修繕費、そして青が発電所維持管理などの委託費でございます。黒枠で発電所名を記載しているのが現時点での各発電所のリニューアルの予定でございます。紫色の線が事業費の累計でございます。御覧のとおり30年間の累計事業費としましては約672億円を見込んでおり



ます。

その下が収支の推移でございますが、収入につきましては、リニューアル予定発電所のうち大野川、別府及び芹川第一・第二発電所は、リニューアル後のF I Tによる予定売電単価、大野川は24円、別府が27円、芹川が20円で20年間を計画しております。

先ほど桑原委員から制度の安定性についてお話がありましたが、我々も懸念しております。次の下赤、桑原についてはF I Tで見込んでおりません。現在8円強の価格で見込んでおります。

これまで年間22億から23億円程度の収入であったものを契約期間以降はF I Tの恩恵で、収入が年間30億から35億円と増収します。

茶色の折れ線グラフが収入の推移、棒グラフが費用でございますが、発電所リニューアル事業に伴う費用の増加により、一時的に費用の合計が収入を上回る年が出てくる見込みとなっております。発電所リニューアルは企業局初となる大規模な事業であり、発電所が再稼働するまでは、一時的に収支状況が厳しくなる年もありますが、経営基盤を強化し、将来にわたり事業を継承していくためには不可欠な取組であるため、長期的な展望に立って積極的に推進していきたいと考えております。

では、電気事業の内部留保資金がどのように推移するのかということで、右上が内部留保資金に関する資金の出入りを示したもので、その結果内部留保資金がどう推移するかを示したものが、内部留保資金の推移のグラフです。

左端、平成30年度末時点で約52億円ほどある内部留保資金が、仮にこの想定どおりにリニューアル等を順次行っていった場合、平成40年度には19億円程度まで減少し、その後増加に転じますが、平成48年度には再び13億円程度まで減少し、49年度以降はF I Tによる収益増加等により順調に増加していく見込みとなっております。リニュー

アル事業に係る建設改良費には一部企業債を充当するため、資金が枯渇することはありませんが、アセットマネジメントシステムを活用することで、可能な限り費用の平準化や長寿命化、事務の簡素化を図り、少しでも資金の減少を抑えていきたいと考えております。

次に、2ページを御覧ください。

工業用水道事業でございます。構成は電気事業と同様でございますが、左側中央の事業費の推移では、平成36年度から予定している判田汚泥処理場脱水機更新など、紫色の線で示した今後30年間の累計事業費は約298億円と見込んでおります。

その下の収支の推移でございますが、収入につきましては、工業用水の料金は責任水量制ということで、契約率が98%を超えておりますので、平成30年度当初契約水量による給水収益が続くと仮定して、おおむね22億円を見込んでおります。支出につきましては、平成28年度に完成した給水ネットワークを用いた隧道点検及び補修、浄水場や管路の老朽化状況の計画的な調査・補修等により、約21億円とこれまでに比べ大幅な増加を見込んでいますが、アセットマネジメントシステムの運用により費用の平準化を図ることで、費用の合計が茶色い収入のラインを下回る見込みとなっております。

右側の下、内部留保資金の推移でございますが、給水ネットワークの活用に伴う事業費や浄水場の脱水機更新などで平成44年度末に約20億円となり、その後は建設改良費の減少等により、増加に転じる見込みでございます。

しかしながら、電気事業と異なり収入の増加が料金を上げる以外見込めていないことから、給水ネットワークを活用した隧道等施設内部の点検結果によっては、大規模な改修が必要になる可能性も想定され、また将来的には浄水場の大規模改修も見込まれることから、こうした事態に対応できるだけの資金確保を含めて、引き続き計画的な経営に努めてまいります。

資料の3ページを御覧ください。

経営戦略の計画期間である10年間の収支計画について、純利益の推移等をもう少し詳しく御説明いたします。

まず、左側の電気事業でございますが、上の表の収益的収支の表の下から3行目の経常利益は毎年黒字となる見込みですが、発電所リニューアルに係る固定資産除却費を下から2行目にある特別損失として平成30年度の6億円及び31年度の4億円と工事期間中に毎年計上する必要があるため、一番下の行の純利益が平成30年度で4億5,800万円のマイナスとなり、平成31、36及び37年度につきましても、マイナスとなり、電気事業としては初めての赤字となる見込みとなっております。

右側が工業用水道事業でございます。

一番下の行の純利益につきましても、これまで平成24年から平成28年の5年平均で5.3億円程度純利益がありましたが、今後は減価償却費等増えることから1億円前後に減少することが見込まれていますが、計画的な維持修繕を行うことで、毎年度の利益は確保したいと考えています。

計画期間においては、電気事業、工水事業ともに純利益がこれまでよりも大きく減少する見込みであり、特に電気事業については、FITによる収益増加のために不可欠な投資を行うことで、一時的とはいえ、初めての赤字が発生する年度が見込まれています。

このため、これまで以上に効率的・効果的な経営に努めながら、長期的な展望に立って、持続可能な経営基盤の確立のため、必要な投資を着実に推進してまいりたいと考えています。

最後に、今後のスケジュールについて御説明します。

4ページの右下の11の今後のスケジュールを御覧ください。

今月25日に本年度3回目となる経営評価委員会において御意見をお聞きして、年明け1月から2月にかけてパブリックコメントを

実施し、3月に改めて成案について御説明したいと考えております。

**毛利委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

**河野委員** 10年計画の中で、自然条件、災害の多発化ということも折り込んでおられるというお話がありました。ただ、工水にしる電気の関係にしる、水の道の確保ということが今後大丈夫かなという不安があります。大規模水害等の発生によって、ダムが閉塞して長期間にわたって電気発電ができなくなったという事例も全国的にはあるようでありまして、また、飲料水等についても取水ができなくなったというような河川の水系もあるということもあります。そういったことで、自然災害のリスクについてどの程度この経営戦略のままで折り込まれているのかということをお伺いしたいと思います。

それからもう1点は、先ほど言われた経営の中で、単年度で初めて赤字を出すような時期もあり得るというお話がありました。これについて、社会貢献という形でこれまで一般会計への繰出しをされてきた部分というのは今後そういったことができなくなるという理解でよろしいのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

**草野企業局長** まず、リスクについてであります。御案内のように、自然災害、もう今想定外ということが頻繁に起こるようになりました。今年度も工業用水の取水口の閉塞が短期間でございました。そういうことで、例えば、工業用水の取水口につきましては、今まで二つの取入口だったのをもう1か所増やすというような対策も取るようにしています。今回の対策の中にも、やはり地震対策であったりいろんなことを盛り込んでいます。御説明しましたように、内部留保もそれなりに確保していくようにしていますので、その都度、自然条件に応じて対策は取っていかなくちゃいけないのかなと思っています。そこはやはり一番大事だと思います。

それともう1点、そのリスクに関しては、

我々の考え方として、実は発電所は止まってもしょうがないかなという認識でいます。本当の大規模災害があったときに、守るべきが二つあると思っけていまして、まず工業用水、これにつきましては新産都が全部やられてしまいますので、うちの水は絶対止めるわけにはいかないと思っけています。何かあった場合には発電所は二の次にしてでも工業用水という体制を職員の中でも共通認識を持っけています。

もう1点が、発電所の中では別府発電所、これについては、別府市の水道の原水の約7割、3分の2を供給していますので、例えば、水道が潰れたりすると、別府市民の水道への影響が非常にあります。そのため工業用水と並んで別府発電所に関わる部分、発電所は止まってもいいんですが、水路等については最優先でやろうと思っけています。

いざそういうことが起こったときも優先順位をしっかりと付けて、県民生活に影響がないような対策を取りたいと思っけています。

次に一般財源の繰出しの件であります。今回の計画の中でも県政貢献というのは大事な柱でありますので、できるだけ県政貢献を行いたいと思っけています。

今いろいろ議論もしながら詰めておりますが、委員おっしゃったように、赤字の時期があります。県政貢献自体は、今純利益の財産処分という形で積立てを行っけています。ですので、できるだけ純利益が多い年に少し多めにためることによって余り影響がないようにしようと思っけていますが、若干影響もあるのかなと思っけています。できるだけ頑張りたいたいと思っけています。

**河野委員** 先ほど工水を止めないようというお話がありました。これについて、工水が止まったことによって生産活動ができなくなったというような場合について、賠償義務というのは契約上負っているんですか、負っていないんですか。

**草野企業局長** 契約上はありません。ただ、裁判等が起こったときどうなるかという議論

はあろうかと思っけます。ですので、そうならないように、先ほど言いましたように、この計画期間中に、今まで実は工業用水の水を止めることができなかつたので点検できなかつたんですね。約23キロメートルぐらいにわたって全然点検できないまま3、40年経過しています。今回初めて点検できます。そういうこともやりながら、そういうことがないように、事前事前に手を打っけていこうというのがこの10年間の我々の意気込みというか、考え方になります。

**二ノ宮委員** 32ページをちょっと見てください。大分の豊かな水をとということで、環境保護活動までしていこうということになっています。

もう一つ考えて、ダムを造ることによって、やはり景観とかいろんなことに被害が出ている。そういう考え方じゃないと、貢献する以前の問題として、簡単にいえば、ダムをためることによって比重が重くなつて臭いが出たりとかアオコが出たりとか、その被害というのは最近はないんですけど、大分川なんかは結構、これはもう御存じと思っけるんですが、そういうものをやはり、例えば、ジェットポンプを使ったりして空気を入れるとか、事前にそういうものをこの10年間の中で設備をするとか、そういうことを是非お願いをしたいと思っけるんですけど、そういうことももちろん入っていますかね。

**長井工務課長** 確かに、何年か前に大分川で異臭問題が起きたといったこともございましたし、そういったものを受けまして、既に芹川ダムにつきましては、空気を含んだ水を下の方に送って水質を改善するといった装置もつけており、既に稼働してございまして、それ以降、水質の異常というか、異臭問題というのは起こっておりませんが、ダムでもできることもありますし、また、いろんな会議等がございまして、上流の皆様方や下流の皆様方と一緒にたまってダムや河川のことを考えていこうという会議もございまして、そういったところにも参加しながらダムというところだ

けでなくて、それを含んだ大きな支流とか山を含めて、川の在り方を考えていきましようといったところにも取り組んでおりますので、そういったことも含めて現在やっているところでございます。

**毛利委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 別にないようでありますので、これをもちまして、企業局関係を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔企業局退室、商工労働部入室〕

**毛利委員長** これより商工労働部関係の審査に入ります。

本日は、吉富議員、井上議員が、委員外議員として出席されておりますので、お知らせいたします。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

初めに、付託案件の審査を行います。

第104号議案平成29年度大分県一般会計補正予算第7号のうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**神崎商工労働部長** 皆様におかれましては、商工労働行政を始め県政の諸課題に対し、御指導、御鞭撻、ありがとうございます。

本日は一般会計補正予算、先日の台風第18号関係でございます。津久見市・佐伯市などで被害がありましたが、現在、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところでございます。日豊本線も今月18日に開通ということで、その前の17日に津久見駅で津久見の商工会議所青年部の方々が中心となって復興イベントを開催するというところで、着実に進んでいるところでございます。

もう一つ御審議いただく中小企業活性化条

例の一部改正でございますが、特に廃業などの危機に瀕している小規模事業者の活性化について、基本的な考え方を条例に盛り込んでいきたいということで今回提案させていただいております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**大友商工労働企画課長** 第104号議案大分県一般会計補正予算補正第7号のうち、商工労働部関係につきまして、御説明します。

お手元の議案書の2ページをお開きください。

今回、提出している補正予算は繰越明許費の補正追加です。

商工費の被災地域小規模事業者持続化支援事業費として、4,500万円を追加設定するものです。

本事業は、被災した小規模事業者の復旧・復興を後押しするため、事業用資産の復旧や販路開拓などの復興に要する経費を助成するもので、9月補正予算において台風第18号分として、1億2千万円の予算を措置しました。

11月30日を受付締切りとして、10月10日から県内各商工会議所等の経営指導員等の協力を得ながら、被災者の申請書作成等の支援を行ってまいりました。その過程で、業者の見積りが取れないため書類の作成が間に合わない、事業が年度内に完了しないなどの声をお聞きし、受付期間については、事業者と相談しながら12月15日まで延長し、二次受付を行うこととし、また、工事等が年度を越えるおそれのある事業者には、変更申請等の手間を省くため、繰越明許費をあらかじめ設定することで負担を軽減したいと考えております。今回、30事業者分4,500万円の設定をお願いするものです。

なお、先月末の締切りで、152件の申請があり、来週15日に審査会を開催し、事業の採択を行うこととしています。

**毛利委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**河野委員** 津久見の駅前を始め、小さな個店

の皆さんがかなり被災をされていらっしゃるということで、ここの部分についてかなりこの事業の利用があるのかなというふうに思っていたわけなんですけど、今現在で152件というお話だったわけで、これはまだ今後大きく伸びる予想があるのか、今もう既に8割ぐらいいは出されているということなのか、その辺の現状認識についてお伺いしたいんですが。

**大友商工労働企画課長** 先ほど12月15日まで、数が多ければ、例えば1か月とかいうふうなことも考えたんですけども、津久見ですので、商工会議所がいろいろ事業者の方々と接する中で、今のところで言うと、今委員が言われたように8割ぐらいいは出ているかなという感じですか。あと20件ちょっとぐらいい15日に向けて書類の作成の準備をしているという状況です。

**河野委員** 要は個店ですから、はっきり言うと、高齢者の御夫妻とか単独でお店をやられている方も結構いらして、その辺がやはり書類作り等で苦勞されていたり、本当に事業を継続する意思があるのかと。意思を固めるのに暇がかかったり、当然子どもさん方や親族との間でいろんなお話をされるということはあるかと思うんですけど、15日までには何とかこの2割をいきそうなのかという見通しがありますか。

**大友商工労働企画課長** 2割というか、現時点で、もう11月30日に間に合いませんという方を、集中的に今書類の作成の手伝いをしていますので、それは大丈夫です。

もう一つ言うと、今言われたように、まだ意思決定ができてなくて、この先というところは、現時点では商工会議所の方が、あるいは県下各地から応援されている方が入っていますので、その追加が出てきたときの対応というのはまだ正確に持っていませんけれども、その意見があれば柔軟に対応していきたいとは思っております。

**河野委員** 今のところ、逆の意思、いわゆる廃業の意思を固めた方というのは何件ぐらいいあるかというの把握されていますか。

ですか。

**大友商工労働企画課長** 正確な情報というのは持っていませんけれども、1桁か10件前後かなという感じのことは聞いていますけど、まだ正確なところは押さえておりません。

**毛利委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**吉富委員外議員** この申請書類ですね、例えば、個人経営者、高齢者の方々がほとんどということで、書類を書くのが大変というのがあって、私ども自民党が商工会の方々とお話をする中で、随分商工会の方々がお手伝いしながら書類を作っていたというような話を伺っています。

ですから、そういう中で、申請期間が11月末だったのが間に合わないからということで、県の対応をしていただいたということで大変有り難い話と聞いたんですけども、この書類というのはやはり出さなきゃいかんですけど、もっと簡素化と言いますか、本当大変なんだという、お年寄りが、おじいちゃん、おばあちゃんが個人経営でやっているところが大変なんだと言ったら、何かこうもう少し簡素化できるようなやり方というのは将来的に考えられることなんでしょうか、そこら辺だけ1点教えてください。

**大友商工労働企画課長** 今回、日田、中津での九州北部豪雨から県南3市のそういう持続化補助金というのを設けたんですけども、やっぱり最初から、日田のときからそういう議論もありながら、特に今回は津久見で商店街、やはり小規模の方が非常に多いということであったんですけども、まず、スタートするときに、国にも同じように持続化補助金という制度があったり、グループ補助金の制度があって、それとの様式の比較をしたときに、さすがにこんな書類は、半年かけて作るような書類を作っても駄目だということで、かなり簡素化はしたつもりです。その上でもやはり今委員が言われたように、慣れていない方からすると、何でこんなに作らないといけないのかなというのはあると思いますけれども、

ども、まず入り口の段階ではかなり簡素化したと思っています。さらに、今回いろんな書類が出てきていますので、特に、津久見の場合はそういうことで非常に時間が掛かるというか、慣れていないということで、かなり我々も商工会、県内各地からサポートしていただく中で、ある程度目をつぶるというか、これくらいならいいかなというところのレベルで相談をさせてもらっているというのが現状です。

**毛利委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

第104号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 御異議がないので、第104号議案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第119号議案大分県中小企業活性化条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**大友商工労働企画課長** 第119号議案中小企業活性化条例の一部改正について御説明します。

商工労働企業委員会資料の1ページをお開きください。

小規模事業者の活性化に向けた取組については、これまで本委員会において、支援施策の検討及び条例改正の経過を報告してきたところですが、この度中小企業活性化条例の一部改正の議案を提出する運びとなりましたので、これまでの経過等も含めて説明いたします。

なお、本委員会でこれまで説明してきた内容については、簡潔に説明させていただきます。

まず、条例改正の理由ですが、小規模企業の経営環境が厳しさを増していることに鑑み、小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、その旨を基本理念等に明示するとともに、基本的施策の追加等を行うものです。

その背景ですが、中小企業には、従業員が300人近い規模の中堅企業から家族経営の小規模企業まで様々な企業が含まれていますが、現状、県の中小企業活性化の施策においては、中小企業として一律の支援となっています。後継者不足等による休廃業・解散件数の増加など、小規模企業を取り巻く状況が非常に厳しいことから、小規模企業に特化したきめ細かな対策が求められています。

そうしたことから、2の検討経過のとおり作業を進め、9月26日に開催した第2回目の中小企業活性化条例推進委員会において、第3回定例会の常任委員会で説明させていただいた内容で承認され、パブリックコメントを経て、今定例会に条例改正議案を上程したところであります。なお、パブリックコメントについては後ほど説明いたします。

次の2ページに、小委員会等で検討してきた小規模企業の課題と、それに対する支援施策の方向性を整理したものを掲載していますが、その内容について、平成30年度の県政推進指針に盛り込んだところであり、当初予算への反映に向けて協議を進めているところです。

次に、条例の改正内容ですが、3ページの5の中小企業活性化条例の改正の概要を御覧ください。四つの観点から条例の改正を行います。

一つ目は、小規模企業の事業の持続的発展を図る基本理念の明確化です。小規模企業は地域の様々なニーズに応え、技術の伝承や雇用の維持など県経済及び県民生活を支えています。そうした小規模企業を応援するため、成長発展のみでなく、事業の持続的発展という概念を前文及び第3条の基本理念に位置付けます。

二つ目は、中小企業支援団体の責務の追加です。小規模企業の支援には、商工会、商工会議所など支援団体が、小規模企業が抱える課題の解決に向けた事業計画の策定を支援し、着実にフォローアップすることが非常に重要です。中小企業支援団体が小規模企業に寄り

添い、伴走型の支援を行うことを追加します。

三つ目は、小規模企業振興の内容の追加です。小規模企業が抱える課題を踏まえて実施する具体的な施策を明確化するため、販路開拓、新商品・新サービス開発、経営マネジメントなどを含む生産性向上の支援、円滑な事業承継や人材確保の支援、中小企業支援団体の体制整備の3項目を新たな条文を起し追加するものです。

四つ目は、新たな重点施策への対応です。県経済の発展に向けて取り組むべき重要な施策として、サービス産業の生産性向上、大分県版第4次産業革命、クリエイティブ産業の振興、働き方改革の推進等の取組を県が講ずる施策に追加するものです。

次に、条例改正に当たって県民の皆さんから頂いた意見と県の考え方について説明します。10月2日から11月1日にかけて意見募集を行い、4名の方から延べ10件の意見を頂きました。

概要について4項目に整理していますが、①は、人材確保に向けて小・中・高等学校等での職場体験やキャリア教育等も重要であるとの御意見です。

県の考え方ですが、条例第12条に県は中小企業における人材確保及び支援施策を講ずるとしており、例えば、教員と中小企業との情報交換会や、高校生向けの合同企業説明会やインターンシップの促進等に取り組んでいます。また、県内企業を小学生（高学年）向けに紹介するおおいものづくり発見ブックを毎年改訂して全小学校に配布し、総合学習の副教材として活用いただいています。今後とも教育機関と密接に連携し、中小企業の理解促進と人材確保・育成支援を進めていきたいと考えています。

②と③は、条例を推進するに当たっての意見で、②は意見聴取や効果検証等の方法を更に充実させるべきとの内容です。

県の考え方ですが、これまでの取組を踏まえた上で、今後は検証方法も含め、施策が着実に効果につながるような周知体制や、更に

効果的な意見聴取の方法の検討を進めてまいります。

③は、商工団体と連携した条例の更なる浸透や、条例の制定主体となる市町村との連携強化を進めるべきとの御意見です。

県の考え方ですが、商工団体による伴走型支援や、商工団体の支援体制強化を推進し、小規模企業への条例や施策の浸透を図るとともに、市町村との連携を一層深める取組の検討を進めてまいります。

④は、災害からの速やかな復旧・復興の支援についての要望です。

県の考え方ですが、今年の九州北部豪雨や台風第18号による災害に際しては、新たな補助制度を創設し、中小企業・小規模企業の速やかな復旧・復興を図っているところです。地震等の今後の災害に対しては、企業のBCP策定支援などにより、災害に対する備えも含めた早期復旧のための施策を展開してまいります。

最後になりますが、改正条例の施行日は、公布の日を予定しています。

**毛利委員長** 以上で、説明は終わりました。これより質疑に入ります。

**桑原委員** 持続的発展を図るということの明確化という説明があったんですけども、持続性に、言葉だけで固執すると、ちょっと世の中の変化に、どう対応していくのかなという方との兼ね合いがどうなのかなと。例えば、今からいろんな職業がなくなるとか言われていますけれども、僕が見てきた中でも昔、編集プロダクションにいたんですけども、当時写植屋さんとかに頼んでいたが、もうそんなの今はないですね。それから町にいっぱいあった、写真プリントするところなんかもうほぼないですね。中小企業の活性化というのは大切なんですけども、そういう業種に関して事業の転換を進めていくとか、そういったところはこの中ではどういうところで担保できているのか、それを教えてください。

**大友商工労働企画課長** 委員おっしゃられたように、当然企業というか、その環境が変わ

っていきますので、単純に維持するというの  
は、正に経済の理念からすると矛盾している  
というか、おかしい部分もあろうと思います。  
それに応じた事業展開というのも当然出てこ  
ようと思います。そういうふうの前向きにい  
く部分というのは当然あろうと思いますし、  
そういったところは中小企業支援として経営  
革新であったりとかで取り組んでいくのは当  
然だと思っております。

他方で、地域の中の商店であったりとか、  
そういう革新ができないような部分も当然あ  
らうと思いますので、そういったところが地  
域の中で果たす役割に光を当てて事業を継続  
できるようなサポートが必要であると考えて  
おります。

**桑原委員** 条例は別にいろいろ言いませんけ  
れども、運用で事業転換というところに焦点  
を当てて運用していただければと、要望して  
おきます。

**大友副委員長** パブコメの中で、条例の更なる  
浸透、政策などあるんですけども、この  
条例を私もいろんな企業とお話をする中で、  
その企業の団体の中での話もあるんですけれ  
ども、この活性化条例の意味を余り分かって  
いないというか、前向きに捉えられていない  
という企業が多数いらっしゃるしまして、や  
っぱり中小企業活性化条例というのを浸透さ  
せていく上で、私は小規模基本法を課長と一  
回個人的に話したんですけど、小規模基本法  
の最たるものは持続化補助金だったように、  
この活性化条例が、イコール何なんだよとい  
う具体的な施策というのがしっかりとあった  
方がいいのではないかと思うんですけども、  
その辺についてちょっとお聞きをしたいと思  
います。

**大友商工労働企画課長** 一つは条例の周知と  
いうことの話からしますと、産業活力創造戦  
略というのを毎年作っております。その中で、  
PR版があります。PR版には必ずそういう  
条例の基本的な枠組み、なぜそういうふう  
に産業活力戦略をもって全体的に進めている  
のか、その基本的なところというのはイメー

ジしております。それを引き続きしっかりと  
前面に出して説明をしつつ施策を説明してい  
くということが必要だと思っております。

中小企業の今回の小規模事業の条例の改正  
に伴ってどういうふうな形をやっていくか  
ということですが、先ほど申し上げまし  
たように、いろんな課題がある。課題に対  
する予算組みとかいう部分は県政推進指針  
を作って、その中で要求をしていっています。  
今言われたように、国がやった持続化補助  
金みたいな言うんですかね、ある意味トピ  
ックス的なものというのは中には入ってい  
ないというのが今の要求の状況です。

ただ、一つだけ整理しておきたいのは、や  
はりそういう事業者に対する補助金を出す  
ということと同時に、商工会、商工会議所  
がしっかりとサポートしていくことの方が  
今大事なのかなということで、そちらの方  
をしっかり体制を強化しながら、少しでも  
そういう支援が届くように、伴走型の支援  
ができるようにという形の要求を出してい  
るところです。

各種支援策については課題があります。そ  
ういったところを引き続きしっかりと小規  
模事業者の意見を聞きながら、具体化でき  
るもの、課題は何かというのを引き続き  
整理をしながら、毎年取り組んでいき  
たいと思っております。

**大友副委員長** そういう施策というの  
もまた今後考えていかなきゃいけない  
と思うんですけど、今支援団体の強化  
という話がありましたけど、私も商工会  
員をやっております、やっぱり伴走  
型の支援をしていく中で、職員数  
がもう足りないという話をされていま  
して、その辺、県も前向きに考  
えていただいていると思うんです。  
その職員定数も段階的に増や  
していければ、それが一番有り  
難いかなと思うんですけども、  
もう一つ、指導員の質の向上  
をちょっと図っていただきたい  
など。質の向上をすれば、また  
少数精鋭で前向きな取組が  
いろいろできるんじゃないか  
と思います。支援団体の指導  
員の質の向上に対する考



え、今後どういう対策があるか、考え方があれば。

**大友商工労働企画課長** 委員会資料でお配りをしております2ページ目の右下のところに⑤商工団体の支援体制の強化というのが二つの柱で書いております。右の方は、最初に申し上げました職員の配置ということで、数の話になってこようかと思えます。

一方で、左側に職員の資質意欲の向上と書いております。そもそも商工会の指導員さん、あるいは商工会議所の指導員さんはそれぞれ団体の中でいろんな研修をやっております。県も同様にそういう方々を集めた研修もやっております。そういった中身を再度見直して充実をしていきたいというのが一つであります。

それと、これは商工会と商工会議所と違いますけれども、商工会の場合は人事が一元化されております。いろんな意味で広域的に動いているという部分があり、商工会議所は周年雇用という形になりますので、どうしてもそういう情報であったりとか、モチベーションという部分に課題があるのかなということも認識しております。そういった意味での人事的な交流ができないのかといったところも検討しておりますし、更に一番下にありますように、頑張っている職員についてはしっかりとモチベーションが上がる表彰制度も今具体化に向けて案を検討しているという状況であります。

**大友副委員長** 商工会と商工会議所とまた性質が違うというのも十分御理解いただいていると思うんですけれども、その中で同じような支援をしていくという、難しいところもあると思うんです。

ただ、それぞれ違う性質というのを分かった上で、また前向きな支援をお願いしたいと思えます。

**河野委員** 2ページの下の方の事業承継に関してなんですけれども、特に商工の部分で言いますと、特に小規模リテールと言われるような商業者の廃業というものが地域経済、あ

るいは地域生活に及ぼす影響というのは非常に深刻であるということから、空き店舗対策、その他やっていっておられると思うんですが、最近この空き店舗対策という部分について、余り明確なものが打ち出されていないというのが印象であったわけなんですね。ここでこのように書かれている部分について、特に深刻なのが、過疎地域のガソリンスタンドの廃業が相次いで、いわゆる農業者の生活や生産活動そのものが維持できないというような声も聞かれるようになってきているということも含めて、何かこの事業承継について言うと、重点分野というのが必要じゃないかなという感覚があるんですが、その辺のお考えがあればお聞かせください。

**富田経営創造・金融課長** まず今、全体的な事業承継対策について説明をいたしますと、平成27年に事業引継ぎ支援センターというのを商工会連合会の中に設置をして、そこで事業承継に関する相談の受付、それからM&A、企業同士のマッチングですね、そういったことをやっております。

今年度、国の事業を活用しまして、28機関で構成をしております事業承継ネットワーク連絡会議というのを設置いたしました。この中には、引継ぎセンターと商工団体、金融機関だけではなくて、よろず支援機関とか、あるいは企業と結構密接に関係のあります税理士の団体、それから弁護士、診断士、社会保険労務士等々、専門性を持った方々にも参加をいただいております。こういったところで、まずは承継に向けて経営者の方の意識を高めていただこうと。早めの準備をしていただくというのが大事になりますので、意識喚起というところで、こういった機関を通じてその辺の働きかけをします。具体的には、事業承継の簡易診断という簡単な1枚紙があるんですけれども、そういった簡易診断というのをやりながら意識を高めていただく。これまでやっておりましたけれども、セミナー、これは企業向けのセミナーだけではなくて支援機関向けのセミナーもやってお

ります。

そういったところで、まずはプレと言いますか、前段の部分の意識向上というところを今やっていく。具体的に案件が出てくればマッチングをしたいというところでやっております。

委員の御指摘の重点分野につきましては、まだ今のところはそういった重点分野というところを定めていなくて、全体的なところでの今取組をやっております。

**河野委員** もう既に全国的に見ると、大分県の場合は市町村合併において区分が大きくなっていますのでないんですけれども、まだ合併の進んでいないところになると、ガソリンスタンドの消滅した市町村も出てきていまして、そういったガソリンを入れに行く度に大量のガソリンを消費して移動しなければ買えないという現実の生活がスタートしているということで、地域生活、地域の崩壊というものを一層早めてしまっているという部分もあります。やはりこれ事業を、一旦お店がなくなるということは、それを元に戻すというのは物すごいエネルギーが要ることですから、どうつないでいけるのか、場合によっては、市町村が実際のガソリンスタンドの経営に乗り出しているところもあるというふうに聞いておりますので、そういった部分、農協直営店であるとか漁協直営店とか、そういうこともあるんですけれども、やはり重点的な、いわゆる地域生活を支えるリテールの部分というのをどういうふうに考えていくのかということ、政策として目標が要るんじゃないかというふうに思いますので、是非御検討ください。要望でした。

**大友副委員長** 条例うんぬんじゃないですけど、今の事業承継の件で、引継ぎ支援センター、これ平成28年。

**富田経営創造・金融課長** 平成27年です。

**大友副委員長** どれぐらいの相談件数があるかとか、どれぐらいのマッチングができていますかとか、具体的な数字があったらちょっと教えてください。

**富田経営創造・金融課長** まず、相談件数ですけれども、毎年100件程度の相談がございまして、実際マッチングの成約なんですけれども、平成27年が4件、それから平成28年が12件、平成29年の上期が7件となっております。

**大友副委員長** 年間100件程度。

**富田経営創造・金融課長** 相談がですね。

**大友副委員長** その相談が100件程度ということなんですけど、県内に事業承継、希望というか、必要であろう企業がどれぐらいあるかという把握はされていますか。

**富田経営創造・金融課長** 特に小規模事業者視点に当てますと、小規模事業者の数が今のところ約3万2千事業所で、60歳以上の経営者の方が大体52%ぐらいということで、約1万6千事業所ぐらいが60歳以上の経営者の方となっております。そういったところを中心に主に働きかけをしていきたいと考えております。

**毛利委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**吉富委員外議員** 私は、9月の一般質問でも商工会議所、商工会のところ、維持等の関係は一般質問をさせていただいたんですけれども、先ほど大友副委員長からもちょっと話がありましたけれど、商工会の方は人手が足りないということで、商工会議所さんとの規模の違いから人員配置を同じような形でやられたら、もうとてもじゃないけど人手が足りないというふうなことも言っておりました。そういう中で、県が地域の小さなお店とか商店街を維持していかなければならないということで、商工会等にも力を入れたいということをおっしゃっているのはよく分かるんですけれども、どのようなことをしてやるというのか、ここには確かに書いているんですけれども、余りよく見えてこないというか、私どもが商工会に行って、県もこういうふうに頑張っていますからというふうなことを言いたくても、なかなかその辺が言えないというふうな部分もあるんです。それともう一つは、企

業を継続させると言いますが、普通、日本全国平均すると30年で事業を終ると大体なっていますから、業種を変えていながら企業、看板だけは残っているというのもあるんですけども、普通そういうのを考えると、30年で時代が変われば扱うものも変わってくるというのがあるので、そうすれば、廃業と開業、この廃業するけれども、そこの空いた店に新たなものを持ってくるとかいうような、そういうコーディネートみたいなことというのは県では何か考えているんですか、その辺のところを。

**大友商工労働企画課長** 最初、人が足りないと。現場の感覚というのがあるんですけども、平成26年の6月に小規模基本法ができて支援法というのができました。その中で、各商工会、商工会議所も一緒ですけど、経営発達支援計画というのを作るようになっているとか、働きかけをしています。現在、27商工会、商工会議所のうち13が作っています。まだ今半分に満たない状況です。今年度も積極的に働きかけをして、今国の方にそういった申請を出している状況ですので、ほぼ認められるのじゃないかなと思っています。その計画に沿って具体的に何をしようというのがかなり明確に書かれています。それに沿っていけば、事業者にとってこういうふうなことがしていただけるということも分かるし、指導員の方もこういうふうなことをしないといけないというのが明確になってきますので、それでより現実的なアプローチができていくのかなと思っています。

もう1点の廃業、開業のところについては、正に第2創業を含めているような形での時代の変化にチャレンジしていくという支援は別の形でやっていますので、それはそれで商工会の指導員さんたちも経営革新計画の策定であったりとかいうことは指導の中に入っていますから、そういう目で事業者にあたっていると、指導しているという状況です。

**神崎商工労働部長** 今御指摘いただいた空き店舗に創業者が入るといった話については、先

ほど富田の方から御説明した事業引継ぎ支援センター、この中に今年度から後継者人材バンクというのを作って、要は創業希望者を登録いただいております。まだ成約に至ってはいないんですけども、創業したい人が廃業したい人の店舗に入るだとか、看板だけ引き継ぐとか、こういうのを進めていこうと。これは静岡県が成功例を収めていますので、これを参考にしっかりやっていきたいと思っております。

**毛利委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

**田北情報政策課長** 大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の取組状況について、御報告させていただきます。

お手元の委員会資料の4ページをお開きください。

(1)にありますように、取組の方向性としては、IoTなどのプロジェクト創出やドローン産業の創出による「OITA4.0」の具体化と、それを支える企業誘致の推進とIT人材の確保・育成による基盤づくりの二つです。

このうち、プロジェクトの創出については、その推進主体として大分県IoT推進ラボを設置し、本年度よりその活動を開始しております。

IOT推進ラボは、(2)の体制図にありますとおり、大分県工業連合会の古手川会長を委員長とする運営委員会の下、県外の専門家等戦略アドバイザーからのアドバイスも受けながら、当課が事務を遂行する態勢を取っております。

同ラボでは、IoTプロジェクトにつな

りそうな県内のニーズや企業が持つシーズの情報を収集し、それをマッチングする活動を随時行っています。また、プロジェクトや製品・サービスについて、公募をした上で認定を行っており、更の中から特に有望と思われるプロジェクトに対しては、県から補助金を出す仕組みとしております。

次のページをお開きください。

プロジェクト認定については、I o T等の活用に積極的に挑戦する元気な県内企業を応援するという趣旨で行っており、(3)にありますとおり、今年度は製造業、農林水産業など様々な分野から合計22件のプロジェクトと10件の製品・サービスを認定したところです。予想以上に多くの企業からプロジェクト等の提案を頂いている状況となっております。

また、有望なプロジェクトの実現を後押しするおおいだI o Tプロジェクト推進事業についても、19件もの申請があり、有識者等による審査会を経て、(4)のとおり4件のプロジェクトを補助事業として採択いたしました。

農業関係や福祉関係など多様な分野のプロジェクトが採択されておりますが、例えば一番上のプロジェクトは、「牛温恵」を開発した株式会社リモートが、新たな機能の開発に取り組むものです。「牛温恵」は、牛の体温をセンサーで測定し、その変化をスマホで通知することにより、畜産農家が分娩時期を知ることができるというシステムでしたが、今回のプロジェクトでは、電気抵抗の変化を測定するセンサーを開発することにより、排卵時期の予測を可能にすることを目指しています。実現すれば受精タイミングの見落としを減らすことができ、子牛の増加を通して畜産農家の収益向上につながることを期待できます。

また、上から三つ目のデジタルバンク株式会社を中心としたプロジェクトは、商品やメニュー、観光マップ等に貼付したQRコードを読み取るとその多言語翻訳情報をスマホで

見ることのできるアプリケーション等を開発するものであり、増加する外国人観光客へのサービス向上に役立つことが期待されます。

県といたしましては、今後も、様々な企業の連携によるI o T等のプロジェクトを創出し、新たな産業活力の創造を目指してまいります。

**毛利委員長** ただ今の報告について、質疑等はありませんか。

**三浦委員** ちょっと教えていただきます。この大分県I o T推進ラボ認定プロジェクト参加企業数と、参加をして認定というか、採択の間で企業のマッチング、企業とか団体とかの、そこは運営委員会の方で仕組みというか、どういうふうに他事業の企業をマッチングさせているのか。そのゴールというか、製品だったりとかというゴールまでの道筋という、その辺をちょっと分かりやすく教えていただきたいと思います。

**田北情報政策課長** 大分県I o T推進ラボ、こちらはそういった企業の集まりということじゃなくて、いろんなものをマッチングすると、先ほど御説明したように、そういった機能をやっておりまして、参加企業数というよりも、提案をしていただくということで、一定期間、いろんなプロジェクトを、認定をしていただきたいという企業の募集をかけます。そこに手を挙げていただくというような形があります。その中では、単体の企業もありますし、コラボして企業連携でやる分もあります。だから、一概に企業数というのは出ていないんですけれども。

続いて、マッチングですけども、いろんな企業からの提案も頂きます。こういったことをやりたいとか、あと我々も庁内のワーキングとかでいろんなプロジェクトを、課題を考えて掘り起こして、それをまたできそうな企業とか、いろんなところにお声掛けをする。そういったことをして、そのプロジェクトを考えていただく、そういった取組もやっておりますし、このラボの中で、先ほど言いました認定ということと、認定をした場合はいろ

んなところで宣伝をさせていただきます。それとか、補助金の支援もありますけれども、あとメンターという形で、伴走型でそのプロジェクトに対する専門家を配置しまして、そういうプロジェクトが確実に進むように支援をしていると、そういう分を具体的にやっております。

**毛利委員長** 説明の中で、これは企業等でしょう、個人も入っている。

**田北情報政策課長** 個人は今のところ入っていませんけど、団体とかが入っています。営農組合とか、そういうところが入っております。

**毛利委員長** それであれば、今この流れを見ると、三浦委員の質問について、数が把握できないというのがちょっと分からない。

**田北情報政策課長** プロジェクトに入っておるとい、ラボに入っておるといことじゃなくて、いろんなもののプロジェクトをどんどん出していくという形で、御提案をいただいたプロジェクト一つ一つに企業がやったり、その中に営農組合だったり、そういった団体が入って一緒にプロジェクトを推進していると、そういうような組織です。全体で拾えば、22のプロジェクトを認定しておりますので、そこにどういった企業が関わっているかというのは、出すことは可能でございます。

**毛利委員長** だから、それを尋ねたんじゃないかなと思うんですよ。

**三浦委員** 非常に事業としてはいいなと思っているんですけども、プロジェクトを企業というか、団体側が提案する場合と、この推進ラボから提案すると、それに乗っかるという、その2パターンということなんですか、プロジェクトの範囲。

**田北情報政策課長** 公募としては外に出して、いろんなプロジェクトを提案いただくというものはあります。県庁の中でも部局横断でワーキンググループをやっています。いろんな地域課題がありますので、そういった課題に対してどういった企業が、これを解決するためのプロジェクトを出すためにどういった企

業がいいのかというときには、企業さんの方にもアプローチをして、こういった取組をやっていただけないかというふうなアプローチもやってきたいということです。

**三浦委員** その辺のマッチングが難しいですよ。

**田北情報政策課長** ええ、まあなかなか。

**三浦委員** また楽しみにしています。

**桑原委員** そのマッチングを推進ラボで決めて採択した事業ですか、ここに全部載っているのは。

この運営委員会をどれぐらいやっているか開催状況を教えてください。それと、この助言の頂き方というのはお招きするんですかね、それともこういうマッチングしたんですけどどうですかとかいうふうに求めるのかということと、これは情報政策課のホームページ上に議事録が出ているのか教えてください。

**田北情報政策課長** 運営委員会につきましては、今年度2回開催をしております。6月と10月に開催をしております。

それと、アドバイザーの助言につきましては、必要な都度来ていただいたり、そしてこちらからまた行って、主に東京です。東京に行ってそういった助言を頂くということもやっていますけれども、基本的にはこちらに来ていただいて、いろんな案件につきましてはの御助言を頂いているということでございます。

ホームページにつきましては、開催という部分の議事録等は掲載をしております。

**毛利委員長** 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

**吉富委員外議員** 大分県が、実はこの第4次産業革命という大きな名前を持って、いろいろプロジェクトを作って創出して考えているというのはよく分かるんですけども、第4次産業ということになると、これはもうアイデアなんですね。アイデアの出し比べというか、ほかの人たちが考えてもいなかったようなアイデアがどれだけ企業、いろいろな業種を集めた企業の中でそれが具体化してできるかということだと思っておりますよ。

そういう意味でいくと、今この5ページ、No. 4のおおいたIoTプロジェクト推進事業で、採択事業を見ると、大体どれもが最初からあったものの流れが少し変わってきたなど。あったものにちょっと違うものを足したなどというぐらいにはしか見えないんですよ、実際に。

例えば、この1番のリモート、牛の体温どうのこうのというやつは、これは確かチップを妊娠している牛につけて、出産時期が分かるようにして、今までだったら牛の出産というといつ産まれるか分からないので、付きっきりで面倒見ていたんだけど、それをしなくてもいいようにコンピューターと電話回線を使って、おたくの何番の牛がもうすぐ産気づきますよというのを教えるというのをたしか始めたのがこのリモート、別府の宇都宮さんという人だったと思うんですけども、それが今度妊娠に関する部分にバージョンアップしたということですよね。だから、見ていると、確かに新しい部分ではあるんでしょうけれども、何かこうもう少しアイデアとして、本当に第4次産業と言われるようなアイデアを個人からでも取れるような、今課長は県庁の中からもそういうものを伺っているような部分もあるという話があったんですけど、広くやはり大分県として取るような考えというのはあるんですか、ないんですか。

**田北情報政策課長** 今回採択したのは、バージョンアップというのもありますけれども、新たな部分、御説明しましたデジタルバンクの多言語、これも地域の方言とかまでも加味して翻訳をするというような部分まで踏み込んで、いろんなアプリとかいろんな商品があります。ただ、大分に合ったようなそういった製品開発、プロジェクトもやっぱり進めていきたいということと、委員おっしゃったように先駆的なものの取組がやはりあってほしいということで、そういった支援もやっていきたいと思っておりますし、まずそのためには周知ということで、セミナーとかいろんな取組をやっていきたいと思っております。今、

この“OITA4.0”というか、こういう取組につきましては、県工連もそうですし、商工会議所等もやっぱり取組が必要だというような部分、課題解決という意味で、いろんな部分で皆さん各団体も持っていますので、いろんな部分で周知をして取り組む企業が出てくる。個人でもそうですけれども、そういった取組が広がっていくようなことをまたやっていきたいと、更にやっていきたいと思っております。

**神崎商工労働部長** 正に議員おっしゃるとおり、ここに出ているプロジェクト、4プロジェクトとも、これまでの延長線上だということはおっしゃるとおりだと思っています。大事なことは、先ほどから県庁のワーキンググループというふうに申し上げますけど、やはり役人が考えても当然限界、逆に企業さんが考えつかないものを役人が考えつくかと、そんなの無理な話でございまして、そういう中で、やはり最近ITの立地企業、結構企業誘致が増えてきております。こういう誘致した最先端のそういったノウハウを持っているIT企業を巻き込んで、今幾つか検討中でございます。

こういったものがもう少し花開くと思いますので、是非それを御覧になっていただいたら、ちょっとは“OITA4.0”は違うなと分かっていただけじゃないかと考えてございます。

**吉富委員外議員** 言語とか語学の分野というのは、もう今アプリで、皆さんがお持ちの携帯電話の中ででもある程度のはできるので、これから先、5年、10年先というのは、私たちが海外に行ってもそう困ることもなくなるというのは理解できるわけなんです。ですから、昨日、私は文教警察委員会の委員なんですけれども、文教警察委員会で13階の科捜研に行ったんですけども、その職員が車のナンバープレートを読み取る装置を開発しているんです。数年前、確かに大分合同新聞にも出たんですけども、これを開発したのは逆の発想からで、地域にある小さな

カメラで写った番号を拡大してもぼやけて何も見えないと。だけど、その角度を逆に、車のナンバーというのは01から9999ですから、コンピューターでこの角度でこういうふうに見えるやつはどういう数字があるというのを拾わせるソフトを作ったらいいんですよ。それによってほとんどの番号が肉眼とかカメラで拡大しても見えないものが、それが番号がほとんど確率的に高く当たって、犯人の捜査に大変役立っているということで、今では47都道府県のうちの45の府県がその装置を採用しているというわけです。何で特許とかみたいなのをしなかったのか、もったいないなという話をしたんですけど。

そういうふうに、この発想は見えないなら、逆に見えない方から何とかしていこうという発想から出たということをしていましたので、やはりそういう柔軟な発想というのは、今部長おっしゃったように、常に何か面白いことないかなと考えているコンピューター、IT関係の若い人たちのそういう頭脳というものを、やっぱり発想をなるべく県ももらっていくような形を今後とも是非作っていただきたい、要望しておきますのでお願いいたします。

**毛利委員長** ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 別にないようでありますので、これをもちまして、商工労働部関係の審査を終わります。

執行部は御苦労さまでした。

〔商工労働部、委員外議員退室〕

**毛利委員長** 内部協議に入ります。

初めに、閉会中の継続調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中継続調査をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、参考人招致の件について御協議願いたいと思いますが、まず、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**毛利委員長** ただ今事務局から説明がありました。

この際、参考人招致の件についてお諮りいたします。

1月23日に株式会社オーイーシーさんを参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

詳細については、後日、事務局からお知らせいたします。

なお、日時など最終的な調整は、委員長に御一任いただきたいと思います。

続きまして、県外所管事務調査の日程・調査先などについて、御協議願いたいと思いますが、まず、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

**毛利委員長** 説明は以上ですが、何か御意見はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**毛利委員長** 特に意見等ないようですので、県外所管事務調査については、原案のとおり、12月19日の1日間の日程及び調査内容で実施することにしたいと思います。

なお、詳細については、私に御一任願います。

以上で、本日の予定案件は終了しましたので、これをもちまして委員会を終わります。お疲れさまでした。